令和5年度　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

（単位：千円）

交付対象経費（地方単独事業費）		
	国のR5補正予算分(推奨事業メニュー分)　交付限度額①	408,155
	国のR5補正予算分(低所得世帯支援枠分)　給付費　交付限度額②	994,000
	国のR5補正予算分(低所得世帯支援枠分)　事務費　交付限度額③	35,500
	国のR5予備費分(給付金・定額減税一体支援枠分)　給付費　交付限度額④	240,000
	国のR5予備費分(給付金・定額減税一体支援枠分)　事務費　交付限度額⑤	40,311
	国のR5予備費分(給付支援サービス分)　交付限度額⑥	0

既配分額	
国のR5補正予算分(推奨事業メニュー分)　交付限度額①	0
既配分額 国のR5補正予算分(低所得世帯支援枠分)　給付費　交付限度額②	695,184
既配分額 国のR5補正予算分(低所得世帯支援枠分)　事務費　交付限度額③	24,828
既配分額 国のR5予備費分(給付金・定額減税一体支援枠分)　給付費　交付限度額④	-
既配分額 国のR5予備費分(給付金・定額減税一体支援枠分)　事務費 交付限度額⑤	-
既配分額 国のR5予備費分(給付支援サービス分)　交付限度額⑥	-

今回配分予定額	
今回配分予定額 国のR5補正予算分(推奨事業メニュー分)　交付限度額①	230,350
今回配分予定額 国のR5補正予算分(低所得世帯支援枠分)　給付費　交付限度額②	173,796
今回配分予定額 国のR5補正予算分(低所得世帯支援枠分)　事務費　交付限度額③	6,207
今回配分予定額 国のR5予備費分(給付金・定額減税一体支援枠分)　給付費　交付限度額④	240,000
今回配分予定額 国のR5予備費分(給付金・定額減税一体支援枠分)　事務費 交付限度額⑤	40,311
今回配分予定額 国のR5予備費分(給付支援サービス分)　交付限度額⑥	-

配分予定額計	
配分予定額計 国のR5補正予算分(推奨事業メニュー分)　交付限度額①	230,350
配分予定額計 国のR5補正予算分(低所得世帯支援枠分)　給付費　交付限度額②	868,980
配分予定額計 国のR5補正予算分(低所得世帯支援枠分)　事務費　交付限度額③	31,035
配分予定額計 国のR5予備費分(給付金・定額減税一体支援枠分)　給付費　交付限度額④	240,000
配分予定額計 国のR5予備費分(給付金・定額減税一体支援枠分)　事務費 交付限度額⑤	40,311
配分予定額計 国のR5予備費分(給付支援サービス分)　交付限度額⑥	-
配分予定額計	1,410,676

交付限度額計		
国のR5補正予算分(推奨事業メニュー分) 交付限度額①（令和5年1月通知分）		230,350
国のR5補正予算分(低所得世帯支援枠分) 給付費　交付限度額②（令和5年1月通知分）		695,184
国のR5補正予算分(低所得世帯支援枠分) 給付費　交付限度額②（令和6年1月通知分）		173,796
小計　交付限度額②		868,980
国のR5補正予算分(低所得世帯支援枠分) 事務費　交付限度額③（令和5年1月通知分）		24,828
国のR5補正予算分(低所得世帯支援枠分) 事務費　交付限度額③（令和6年1月通知分）		6,207
小計　交付限度額③		31,035
国のR5予備費分(給付金・定額減税一体支援枠分) 給付費　交付限度額④（令和5年1月通知分）		1,041,500
国のR5予備費分(給付金・定額減税一体支援枠分) 事務費　交付限度額⑤（令和5年12月通知分）		79,471
国のR5予備費分(給付支援サービス分) 交付限度額⑥（令和**6年1月**通知分）		-
自動計算分		-
手動入力分		-
本省補助希望額　（R5補正予算により措置された推奨事業メニュー分交付限度額①に係る希望額） 小計（自動計算分＋手動入力分）（交付限度額①を上限とする）		-
本省補助希望額 （R5補正予算により措置された低所得世帯支援枠分(給付費)交付限度額②に係る希望額）		-
本省補助希望額 （R5補正予算により措置された低所得世帯支援枠分(事務費)交付限度額③に係る希望額）		-
本省補助希望額 （R5予備費により措置された給付金・定額減税一体支援枠分(給付費) 交付限度額④に係る希望額）		801,500
本省補助希望額 （R5予備費により措置された給付金・定額減税一体支援枠分(事務費) 交付限度額⑤に係る希望額）		39,160
本省補助希望額 （R5予備費により措置された給付支援サービス分　交付限度額⑥に係る希望額）		-
備考） （重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）		2,251,336

	移替先	総務省

| | | |

No	国の予算年度	枠	地方創生関連事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	※を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B 1 国の形補正予算分 （交付限度額三） （推奨事業メニュー分）	B 2 国の形補正予算分 （交付限度額三） （低所得世帯支援枠分） 給付費	B 2 国の形補正予算分 （交付限度額三） （低所得世帯支援枠分） 事務費	B 3 国の形予備費 （交付限度額ゼ） （給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費	B 3 国の形予備費 （交付限度額ゼ） （給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費	B 4 国の形予備費 （交付限度額ゼ） （給付支援サービス分）	C その他 （一般財源や補助金外経費等）	事業の概要（①②③未全がそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③推薦種別（対象数、単価等） ※事業の第（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP、広報紙など）	備考1 （重点支援地方交付金の追加を控えた自治体分通知の発出状況に定義されている対象分野）	備考2	備考3	自治体での予算区分
16	R5_補正	推奨事業	○	○	○	体育施設管理事業(光熱費補助)	1．物価高から国民生活を守る	○	③推奨事業メニュー例より更に効果があると判断する地方単独事業	本事業は、「直接住民の用に供する施設」であるあん体育館等の物価高騰分に対応する支援であるため。	16,228	16,228	16,228							1物価高騰の影響を受けている体育施設等を運営する事業者に対し、光熱費の実績報告額を給付することで、安定的かつ継続的なサービスの提供が行えるよう支援する。 2.給付金 ①令和4年度と令和3年度の光熱費の実績額の差額を給付する（経費ごとに千円未満切捨て）。 電気代：420,000円（令和2年度電気料金分 15,512,000円－9,353,907円＝3,968,093円→3,968,000円） 総合運動公園等ガス料金分 3,999,697円－2,177,550円＝1,821,146円→1,821,000円 体育施設等電気料金分 38,045,338円－27,607,170円＝10,438,174円→10,439,000円 ※内の体育施設管理事業者 総合運動公園等（3施設）：総合運動公園、青葉公園 体育施設等（11施設）：農業温水プール、望笑温水プール、望笑体育センター、望笑運動広場、南草燃スポーツ広場、栗畑地公園テニスセンター、森下総地グラウンドしゃがあい広場、南草燃球技公園テニスコート、泊井公園テニスコート、寺前緑地グラウンド	○	－	－	R5.7	R8.3	物価高騰の影響を受けている体育施設等の事業者に対し、光熱費の実績報告書に対し給付金を給付することで、事業の継続及び経営の安定を図る。 対象事業者：2事業者（13施設）	対象事業者に周知、市ホームページ	対象分野に関連しない		R5補正（地）
17	R5_補正	推奨事業	○	○	○	地域活動支援センター事業(光熱費補助)	1．物価高から国民生活を守る	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		35	35	35							1物価高騰の影響を受けている施設運営事業者の負担を軽減するため給付金を給付する。 2.給付金 ①令和4年度と令和3年度の光熱費の実績額の差額を給付する（経費ごとに千円未満切捨て）。 電気代：120,439円（R4）−99,838円（R3）＝29,601円≒30,000円 ガス代：23,406円（R4）−18,657円（R3）＝4,749円≒5,000円 ※市で委託していた地域生活支援センター豆型	○	－	－	R5.7	R8.3	施設で使用する電気及びガスの料金高騰対応分として、給付金を給付することにより、障がい者支援施設の経済的な負担軽減につなげる。 対象事業者：1事業者（1施設）	対象事業者に周知、市ホームページ	障害福祉サービス事業所・施設等		R5補正（地）
18	R5_補正	推奨事業	○	○	○	障がい者施設運営事業(光熱費補助)	1．物価高から国民生活を守る	○	③推奨事業メニュー例より更に効果があると判断する地方単独事業	本事業は、「直接住民の用に供する施設」であるあん障がい者施設の物価高騰分に対応する支援であるため。	732	732	732							1物価高騰の影響を受けている施設運営事業者の負担を軽減するため給付金を給付する。 2.給付金 ①令和4年度と令和3年度の光熱費の実績額の差額を給付する（経費ごとに千円未満切捨て）。 ①久喜いちょうの木：488,000円 電気代：2,218,192円（R4）−1,828,246円（R3）≒389,000円 ②ガス代：1,265,020円（R4）−1,165,614円（R3）≒99,000円 久喜市あみの杜：105,000円 電気代：1,051,931円（R4）−948,865円（R3）≒103,000円 ガス代：26,068円（R4）−23,181円（R3）≒2,000円 久喜市ゆう・あい：139,000円 電気代：948,108円（R4）−808,795円（R3）≒139,000円 ガス代：60,159円（R4）−60,442円（R3）＝−283円→0円 ※市の施設管理事業者（3施設）	○	－	－	R5.7	R8.3	施設で使用する電気及びガスの料金高騰対応分として、給付金を給付することにより、施設管理事業者の経済的な負担軽減につなげる。 対象事業者：1事業者	対象事業者に周知、市ホームページ	障害福祉サービス事業所・施設等		R5補正（地）
19	R5_補正	推奨事業	○	○	○	高齢者福祉センター委託事業(光熱費補助)	1．物価高から国民生活を守る	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		899	899	899							1①エネルギー価格高騰の影響を受けている高齢者福祉センターを運営する事業者に対し、光熱費の高騰相当額を給付することで、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援する。 2.給付金 ①令和3年度と令和4年度における光熱費の実績額の差額を高騰分とみなし、給付金を給付する（経費ごとに千円未満切捨て）。 電気代：1,169,612円（4年度）−364,562円（3年度）=805,050円≒805,000円 ガス代：2,105,663円（4年度）−2,011,115円（3年度）=94,548円≒94,000円 $1999,000円 ※久喜市高齢者福祉センター	○	－	－	R5.7	R8.3	原油価格・物価高騰の影響を受けている高齢者福祉センターの事業者（社会福祉法人等竹会）に対し、給付金を給付することで、事業継続及び経営の安定を図る。 対象事業者：1法人（1施設）	対象事業者に周知、市ホームページ	対象分野に関連しない		R5補正（地）
20	R5_補正	推奨事業	○	○	○	傘寿荘管理運営事業(光熱費補助)	1．物価高から国民生活を守る	○	③推奨事業メニュー例より更に効果があると判断する地方単独事業	本事業は、「直接住民の用に供する施設」である養護老人ホームの物価高騰分に対応する支援であるため。	5,488	5,488	5,488							0	1①エネルギー価格高騰の影響を受けている養護老人ホームを運営する事業者に対し、光熱費の高騰相当額を給付することで、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援する。 2.給付金 ①令和3年度と令和4年度における光熱費の実績額の差額を高騰分とみなし、給付金を給付する（経費ごとに千円未満切捨て）。 電気代：9,999,841円（4年度）−7,381,200円（3年度）=2,618,435円≒2,618,000円 ガス代：7,642,531円（4年度）−4,772,250円（3年度）=2,870,281円≒2,870,000円 $15,488,000円 ※市の施設管理事業者（傘寿荘）	○	－	－	R5.7	R8.3	原油価格・物価高騰の影響を受けている養護老人ホームの施設管理事業者に対し、給付金を給付することで、事業継続及び経営の安定を図る。 対象事業者：1法人（1施設）	対象事業者に周知、市ホームページ	介護サービス事業所・施設等		R5補正（地）
21	R5_補正	推奨事業	○	○	○	私立保育所等補助事業(光熱費補助)	1．物価高から国民生活を守る	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		13,141	11,974	11,974						1,167	1物価高騰の影響を受けている保育所等に対し、光熱費高騰相当分について給付金を支給することで、運営事業者の支援を図ることを目的とする。 2.給付金 ①3,400円（単価/児童1人）×対象児童数3,865人＝13,141,000円 【その他の財源の内訳】 施設電力2,500円×406人＝1,015,000円・・・① 都市ガス470円×249人＝117,030円・・・② LPガス140円×1,317人＝2,500円＋14施設＝149,380円・・・③ （①+②+③）×1/2＝1,167,515円（最補助1/2） ※管内私立特定教育・保育施設等（計37施設）	－	－	－	R5.7	R8.3	保育所等に対し、下記給付金を支給することで、事業者の安定的な運営を支援する。 3,400円（単価/児童1人）×対象児童数3,865人＝13,141,000円 対象施設：26事業者（37施設）	事業者に対しては、本交付金を活用した事業であることを通知、市ホームページ	保育所・幼稚園・認定こども園等		R5補正（地）
22	R5_補正	推奨事業	○	○	○	放課後児童健全育成事業(光熱費補助)	1．物価高から国民生活を守る	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		1,422	1,403	1,403						19	1①1,000円（単価/児童1人）×対象児童数1,422人＝1,422,000円 【その他の財源の内訳】 都市ガス120円×325人×1/2＝19,500円（最補助1/2） ※市内放課後児童クラブ（民営）（31施設）	－	－	－	R5.7	R8.3	放課後児童クラブに対し、下記給付金を支給することで、事業者の安定的な運営を支援する。 1,000円（単価/児童1人）×対象児童数1,422人＝1,422,000円 対象施設：5事業者（22クラブ）	事業者に対しては、本交付金を活用した事業であることを通知、市ホームページ	対象分野に関連しない		R5補正（地）
23	R5_補正	推奨事業	○	○	○	のぞみ園管理運営事業(光熱費補助)	1．物価高から国民生活を守る	○	③推奨事業メニュー例より更に効果があると判断する地方単独事業	本事業は、「直接住民の用に供する施設」であるのぞみ園の物価高騰分に対応する支援であるため。	87	87	87							1物価高騰の影響を受けている施設運営の負担を軽減するため給付金を給付する。 2.給付金 ①令和4年度と令和3年度の光熱費の実績額の差額を給付する（経費ごとに千円未満切捨て）。 電気代：430,051円（R4）−342,101円（R3）≒87,000円 ガス代：21,756円（R4）−22,947円（R3）＝−1,191円→0円 ※市の施設管理事業者（1施設）	○	－	－	R5.7	R8.3	施設で使用する電気及びガスの料金高騰対応分として、給付金を給付することにより、施設管理事業者の経済的な負担軽減につなげる。 対象事業者：1事業者（1施設）	対象事業者に周知、市ホームページ	障害福祉サービス事業所・施設等		R5補正（地）
24	R5_補正	推奨事業	○	○	○	商店街活性化補助事業(街路灯LED化補助)	1．物価高から国民生活を守る	○	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援		66,400	66,400	66,400							1①エネルギー価格高騰の影響を受けている市内商店街団体に対し、久喜市商店街団体LED化改修事業補助金を交付することで、商店街団体の負担軽減等を図る。 2.補助金 ① イ 街路灯の打具及び支柱の改修 上限400千円×基＝107基=42,800千円 イ 街路灯の打具の改修 上限200千円×基＝118基=23,600千円 ※市内商店街団体	－	－	－	R5.7	R8.3	商店街団体を個別訪問、市ホームページ	商店街団体に対しては、本交付金を活用した事業であることを通知、市ホームページ	対象分野に関連しない		R5補正（地）
25	R5_補正	推奨事業	○	○	○	私立幼稚園補助事業(光熱費補助)	1．物価高から国民生活を守る	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		544	544	544							1物価高騰により影響を受けている幼児教育施設（幼稚園）を運営する事業者に対し、光熱費（電気代）高騰相当額を給付することで、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援する。 2.補助金 ①1人当たりの補助単価3,400円に対象となる幼稚園定員数を乗じて積算 施設：定員数160人×3,400円=544,000円 ※市内私立幼稚園　1園	－	－	－	R5.7	R8.3	対象となる施設（幼稚園）に補助金を交付することで、施設等利用料の値上げなどによる保護者に等響が出ないよう事業者の負担軽減を図る。 ※市内私立幼稚園：1園	対象施設に対し、資料を郵送、市ホームページ	保育所・幼稚園・認定こども園等		R5補正（地）
26	R5_補正	推奨事業	○	○	○	図書館管理運営事業(光熱費補助)	1．物価高から国民生活を守る	○	③推奨事業メニュー例より更に効果があると判断する地方単独事業	本事業は、「直接住民の用に供する施設」であるあん図書館の物価高騰分に対応する支援であるため。	6,673	6,673	6,673							1①エネルギー価格高騰の影響を受けている図書館を運営する事業者に対し、光熱費の高騰相当額を給付することで、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援する。 2.補助金 ①令和4年度と令和3年度の電気料金実績額の差額 令和4年度−令和3年度＝16,593,112−9,919,361＝6,673,751円≒6,673千円 ※市の施設管理事業者（久喜市立中央図書館、久喜市立菖蒲図書館、久喜市立栗橋文化会館図書室、久喜市立鷲宮図書館）	○	－	－	R5.7	R8.3	施設で使用する電気及びガスの料金高騰対応分として、給付金を給付することにより、施設管理事業者の経済的な負担軽減につなげる。 対象事業者：1事業者（4施設）	対象事業者に文書にて周知、市ホームページ	対象分野に関連しない		R5補正（地）
27	R5_補正	推奨事業	○	○	○	交通事業者事業継続支援事業（貸切バス事業者支援）	1．物価高から国民生活を守る	○	⑦地域の公共交通・物流や地域観光業等に対する支援		1,427	1,427	1,427							1①物価高騰等の影響を受ける一般貸切旅客自動車運送事業者の事業継続を支援する。 ②事業継続のために必要な経費 ア一般貸切旅客運送事業者（3社） 　ア 中型車補助単価60,720円×1台＋補助単価69,240円×小型車2台＝219,200円 　　㋐ 小型車69,240円×3台＝207,720円 　　㋑ 大型車84,960円×1台＋中型車80,720円×2台＋小型車69,240円×5台＝1,742,120円＝上限1,000,000円 イ一般社団法人埼玉県バス協会の会員で、市内に主たる営業所がある貸切バス事業者　3社	○	－	－	R8.1	R8.3	2月上旬までに申請を受け付け、3社計26台分の支援を行う。	市ホームページ	運輸交通・物流・観光事業者		R5補正（地）
28	R5_補正	推奨事業	○	○	○	地域活動支援センター事業(食材費高騰分補助)	1．物価高から国民生活を守る	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		18	18	18							1①食材費等の物価高騰が続く中で、利用者に食事を提供している地域活動支援センター運営事業者に給付金を給付することにより、施設の安定的な運営を支援する。 ②地域活動支援センターの食事提供費 ③給付金額 　R4年度と令和2年度の1食あたりの食事提供費の差額　20円 　対象期間の食事提供日込数 （4～10月の食事提供数201食×7か月分）×3ヶ月分（1～3月分）＝882食 20円×882食＝17,640円　≒ 千算額18,000円 ※市内の地域活動支援センター運営事業者	○	－	－	R8.1	R8.3	食材費等の物価高騰の影響を受けている市内の地域活動支援センターの運営事業者に対し、給付金を給付することで事業運営の継続を支援する。 対象事業者：1法人（1施設）	市ホームページ	障害福祉サービス事業所・施設等		R5補正（地）
29	R5_補正	推奨事業	○	○	○	傘寿荘管理運営事業(食材費高騰分補助)	1．物価高から国民生活を守る	○	③推奨事業メニュー例より更に効果があると判断する地方単独事業	本事業は、「直接住民の用に供する施設」である養護老人ホームの物価高騰分に対応する支援であるため。	98	98	98							1①食材費等の物価高騰が、久喜市傘寿荘における養護老人ホーム事業に甚大な影響を与えていることを踏まえ、久喜市傘寿荘の指定事者に久喜市傘寿荘食材費高騰対策給付金給付し、事業運営の継続を支援する。 ②給付金 ③3ヶ月（1月～3月）×36人（入所者数）×30円／日・人＝98,280円≒98,000円 （千円未満切捨て） ※久喜市傘寿荘委託により市長の指定を受けた事業者	○	－	－	R8.1	R8.3	食材費等の物価高騰の影響を受けている久喜市傘寿荘の指定管理事業者に対し、給付金を給付することで事業運営の継続を支援する。 対象事業者：1法人（1施設）	対象事業者に周知	介護サービス事業所・施設等		R5補正（地）
30	R5_補正	推奨事業	○	○	○	私立保育所等補助事業(無材料費高騰分補助)	1．物価高から国民生活を守る	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		5,798	5,798	5,798							1①食料品値時等の物価高騰の影響を受けている保育所等に対し、給食費高騰相当分について給付金を支給することで、運営事業者の支援を図ることを目的とする。 2.給付金 ①500円（単価/児童1人）×対象児童数3,865人＝3カ月＝5,797,500円 ※管内私立特定教育・保育施設等（計37施設）	－	－	－	R8.1	R8.3	保育所等に対し、下記給付金を支給することで、事業者の安定的な運営を支援する。500円（単価/児童1人）×対象児童数3,865人×3カ月＝5,797,500円 対象施設：26事業者（37施設）	事業主に対しては、本交付金を活用した事業であることを通知、市ホームページ	保育所・幼稚園・認定こども園等		R5補正（地）
31	R5_補正	推奨事業	○	○	○	キャッシュレス決済ポイント還元事業	1．物価高から国民生活を守る	○	③消費下支え等を通じた生活者支援		87,658	87,658	87,658							1PayPayを活用したポイント還元事業を実施することで、物価高騰の影響を受けている市内事業者への支援及び地域活性化を図る。 2.ポイント還元事業に要する経費 ① 通帳品質インクロール経費　305千円 ポイント還元業務委託料　還元費用80,000千円+手数料等6,360千円＝86,360千円 人材派遣業務委託料　2,000円×8時間×14日間×2名＝1＝492,800円→493千円 チラシ作成等業務委託料　新聞折込3.4円×38,000部×1.1=印刷代357,000円＝469,120円→500千円 ※市民、市内商店等	－	－	－	R8.1	R8.3	PayPayを活用したポイント還元事業を実施することで、物価高騰等の影響を受けている市内事業者への支援及び地域活性化を図る。 対象事業者　約800事業者 利用する市民数　約26,600人 （80,000,000P÷3,000P/1人）	ホームページ、広報紙、チラシの新聞折込	対象分野に関連しない		R5補正（地）
32	R5_補正	推奨事業	○	○	○	私立幼稚園補助事業(無材料費高騰分補助)	1．物価高から国民生活を守る	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		113	113	113							1①食材の価格高騰に伴う保護者負担の増を抑制するため私立幼稚園に対し、食材料費高騰相当額を給付することで、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援する。 2.給付金 ①1人当たりの補助単価500円に対象となる基準日に在籍する園児数と対象期間である3か月を乗じて積算 施設：定員数75人×500円×3か月=112,500円＝113千円 ※市内私立幼稚園　1園	－	－	－	R8.1	R8.3	対象幼稚園に対し令和6年3月までに給付する。	対象施設に対し、資料を郵送	保育所・幼稚園・認定こども園等		R5補正（地）
33	R5_補正	推奨事業	○	○	○	学校給食運営事業(給食費無償化)	1．物価高から国民生活を守る	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		134,715	134,715	134,715							1①令和6年1月から令和6年3月までの間、学校給食費を無償とすることで、物価高騰による小中学校児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図る。 ②令和6年1月から令和6年3月までの学校給食費 ①小学生：月額4,100円×6.70人×3か月=83,435,900円 ②中学生：月額4,960円×3.461人×3か月＝51,797,280円 上記計135,233,180円－学校給食費補助額助金0313,000円 ＝134,714,180円≒134,715,000円 ※市立小中学校児童生徒の保護者	－	－	－	R8.1	R8.3	市立小・中学校に在籍する児童生徒（10,185人）に係る学校給食費（令和6年1月から令和6年3月末）を無償とすることで、保護者へ経済的な支援を行う。	市立小中学校児童生徒の保護者へ周知するほか、市ホームページ広報紙に掲載する。	給食		R5補正（地）

	No	国の予算年度	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることがひかる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	⑤を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B 1 国の R5補正予算分 （交付限度額①） （推奨事業メニュー分）	B 2 国の R5補正予算分 （交付限度額②） （低所得世帯支援枠分） 給付費	B 2 国の R5補正予算分 （交付限度額②） （低所得世帯支援枠分） 事務費	B 3 国の R5予備費 （交付限度額④） （給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費	B 3 国の R5予備費 （交付限度額④） （給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費	B 4 国の R5予備費 （交付限度額⑤） （給付支援サービス分）	C その他 （一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP、広報紙など）	備考1 （重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）	備考2	備考3	自治体での予算区分
	34	R5_補正	推奨事業	○	○	○	学校給食費補助事業	1．物価高から国民生活を守る	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		523	523	523						○	①今和6年1月から令和6年3月までの間、食物アレルギー等の理由により学校給食を喫食できない小中学校児童生徒の保護者に学校給食費相当額を補助することで、物価高騰による経済的負担の軽減を図る。 ②学校給食費相当額補助金 ③(1)給食全停止者分 小学校 243円/日×5人×49日＝107,163円 中学校 295円/日×3人×44日＝38,940円 (2)冬休み停止者分 小学校 98円/日×61人×49日＝173,362円 中学校 98円/日×33人×43日＝82,302円 (3)年末以外全停止者 小学校 185円/日×10人×49日＝90,650円 中学校 237円/日×3人×43日＝30,573円 計522,990円≒523,000円 ④食物アレルギー等の理由により学校給食を喫食できない市立小中学校児童生徒の保護者	―	―	―	R6.1	R6.3	市立小・中学校に在籍し、食物アレルギー等の理由で学校給食を喫食できない児童生徒（対象者119人）の学校給食費相当額（令和6年1月から令和6年3月まで）を補助することで、保護者へ経済的な支援を行う。	市立小中学校児童生徒の保護者へ周知するほか、市ホームページや広報紙に掲載する。	給食			R5補正（地）